

消 防 予 第 2 5 9 号  
平成16年12月24日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

### 易操作性一号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通知）

易操作性一号消火栓については、消防法施行規則第12条第1項第7号へ、「一号消火栓の取扱いについて（通知）」（平成8年12月12日付け消防予第254号。以下「254号通知」という。）等により、適切に運用いただいているところです。

易操作性一号消火栓は、一人でも操作を行うことができるものであることから、ノズル操作者が放水時に安全に放水できることが必要ですが、今般、日本消防検定協会の協力のもと、社団法人日本消防放水器具工業会において易操作性一号消火栓のノズル開放時の放水反力（以下「放水反力」という。）を変えた操作性の評価を行ったところ、放水反力が200ニュートン以下であれば安全に放水できることがわかりました。

これらのことを踏まえ、254号通知、別添「易操作性一号消火栓の操作等に係る評価基準」の一部を下記のとおり改正し、運用することとしますので、貴職におかれましては、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をお願いします。また、貴管内市町村に対しても、周知されますようお願いいたします。

なお、当該「易操作性一号消火栓の操作等に係る評価基準」においては、今後、消防法施行規則に位置付けることを検討していることを申し添えます。

### 記

#### 1 改正内容

易操作性一号消火栓の操作等に係る評価基準の一部を次のとおり改正する。

第3条に次のように加える。

- (3) 使用圧 折れ曲がった部分のない状態における消防用ホースに通水した場合の常用最高使用水压（単位 メガパスカル）をいう。

第6条を次のように改める。

（ホースの操作力）

第6条 消防用ホースの延長操作に要する力は、日本工業規格A5705に適合する滑らかなビニール床タイル又は同等の滑らかなシートの床面上で0.17MPaから使用圧（使用圧が1.0MPa以下のものにあつては1.0MPaとする。）の範囲の水圧力を加えて測定した場合、任意の延長位置において200ニュートン以下とする。

第7条を次のように改める。

(耐圧試験)

第7条 易操作性一号消火栓の水路部分は、使用圧の1.5倍の水圧力を5分間加える試験を行った場合において、漏れ又は変形等の異常がないものとする。

第8条中、「重量」を「質量」に改める。

第10条(3)を次のように改める。

(3) 棒状放水において、水圧力0.17MPa以上で、毎分130リットル以上の放水量を有するものであり、かつ、ノズル先端の高さ1m、仰角5度において射程が7m以上であること。

第11条第1項を次のように改める。

開閉弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を定める件」(平成13年消防庁告示第36号)の規定に適合するものとする。

第14条(5)を次のように改める。

(5) 使用圧

第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(放水反力)

第11条 通常の使用状態においてノズル開放時の放水反力が200ニュートンを超えない措置が講じられていること。

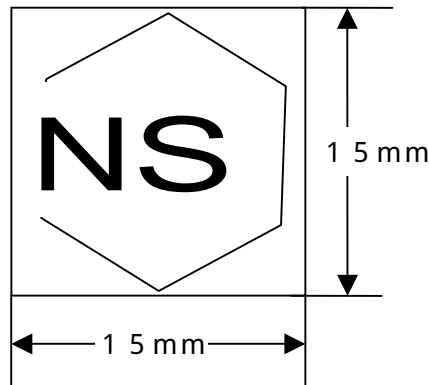
## 2 施行日等

改正後の評価基準は、平成17年4月1日から施行する。なお、改正後の易操作性一号消火栓の操作等に係る評価基準(以下「改正評価基準」という。)施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における易操作性一号消火栓にあつては、第6条、第7条、第11条及び第12条の規定に関わらず、従前の例によることができるものとする。なお、放水反力が高くなると想定されるものにあつては、ノズルの開閉操作をゆっくり行い、放水反力が高くないようにするよう指導されたい。

## 3 その他

日本消防検定協会の鑑定に合格したもので、鑑栓第 (平成の年数) ~ 号 (平成17年にあつては3桁、それ以降の年にあつては一桁からの連番で、鑑栓の次の数字が17~101以上の鑑定番号) が付されたものにあつては、改正評価基準に適合しているので、検査や査察等の際の参考とされたい。

【鑑定合格表示】



< 易操作性一号消火栓の操作等に係る評価基準新旧対照表 >